

高齢者虐待防止のための指針



社会福祉法人幕別真幸協会
地域密着型介護老人福祉施設
サテライト型ふらっと忠類

高齢者虐待防止のための指針

1. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当施設では、入居者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとします。

2. 虐待防止委員会その他施設内の組織

当施設では虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止委員会」を設置します。

①設置の目的

虐待等の発生の防止、早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

②虐待防止委員会の構成員

- ア) 施設長
- イ) 生活相談員
- ウ) 介護支援専門員
- エ) 介護職員
- オ) 看護職員

③虐待防止委員会の開催

定期的3ヶ月に1回開催し、施設内で虐待、不適切ケアが行われていないか検証するとともに、入居者の尊厳を大切に作る施設づくりを主導します。

虐待事案発生時その他必要な時は、随時委員会を開催します。

④虐待防止委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等を定め職員に周知します。
- イ) 虐待防止に関するマニュアルを策定し、職員に周知します。マニュアルの内容は必要に応じて、見直し更新します。
- ウ) 職員の人権意識を高めるため、虐待防止に関する研修を計画、実施します。
- エ) 月1回の業務改善委員会、ユニット会議で虐待事案、不適切ケアがないか確認し、虐待を予防、早期発見できる施設づくりを主導します。

⑤虐待防止の担当者の選任

虐待防止の担当者は虐待防止委員会・委員長とします。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

当施設では高齢者虐待防止に取り組むにあたって、虐待防止委員会を中心として、権利擁護及び虐待防止に関する職員への教育・研修を以下のとおり、定期的かつ計画的に行います。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- (2) 新任者に対する権利擁護、虐待防止に関する研修
- (3) 研修プログラムの作成、更新
- (4) 研修実施の記録及び保管

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は2⑤で定められた虐待防止委員会委員長とします。
- ② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

6. 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を施設長に報告します。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

8. 事故対応防止についての指針の閲覧について

この指針は、当施設内に提示しいつでも自由に閲覧することができます。

〈附則〉

本指針は令和5年3月1日から適用する。